

令和5年3月 小郡市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年3月10日(金) 午後1時55分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
議案第4号 小郡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の制定について
 - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地所有適格法人要件の確認について
4. 会議に出席した委員(21名)

1番 赤川 敏彦	2番 天本 正幸
3番 大中 久敏 (欠席)	4番 (欠員)
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二 (欠席)
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋
21番 柳 昭好	22番 柳 蔵司
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二
5. 会議に欠席した委員(2名)
6. 会議に出席した事務局職員(3名)

- 会長 定例総会の開催にあたり、一言、ごあいさつ申し上げます。
暦の上では「啓蟄」も過ぎ、春を迎えたところです。
また、新型コロナウイルス感染症の感染者が、減少傾向になって
おりますが、引き続き、感染症対策をお願いするとともに、体調管
理には十分注意されますよう、お願いいたします。
このような中、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。
本日は、議案4件、報告事項3件でございますが、委員各位の慎
重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長 ただいまの出席委員は21名で委員定足数に達しております。  
なお、議席番号3番委員、同じく6番委員より、欠席届が出てい  
ます。  
よって、令和5年3月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いた  
しましたので開会いたします。  
ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査を  
お願いしたところでございますが、本会議での十分なる、審議方よ  
ろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、議席番号17番委員、同じく18番委員を指  
名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

- 議長 これより日程第2、議案の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、4件
を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申
請について、提案理由のご説明を申し上げます。
議案書の1ページをご覧ください。
番号1は、上岩田地内の畑1筆です。

3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、干潟地内の畑2筆です。

3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号3は、上岩田地内の田3筆です。

3条による所有権移転で、交換となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

なお、本来は譲受人、譲渡人が入れ替わった案件が上がるところですが、交換物件が農地ではないため、この案件のみを審議いただくものです。

譲渡人の農地と譲受人の山林を、交換し所有権移転しようとするものです。

(位置図で場所の説明)

議案書2ページ、番号4は、下岩田地内の畑1筆です。

3条による所有権移転で、売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

なお、この農地については、令和5年1月総会において報告いたしましたように、転用許可後に許可取り消しを申し出られ、受理された土地になります。このため、受理後は農地となっておりませんでしたので、所有権移転の場合は、農地法の規定による所有権移転の申請となったものです。

譲渡人は離農（経営規模縮小）のため、譲受人は経営規模拡大のため所有権移転されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号に

は該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長

ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第2分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、吹上地内の畑1筆です。

一般個人住宅を建築するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地を起点に500メートルの円を描きますと、この500メートル圏内に私立みい幼稚園、市立立石小学校、立石中学校の3つの教育施設が位置することとなります。

また、申請地の南側に東西に延びる市道があり、こちらの市道内には、上・下水道管が埋設されております。以上の観点から、農地区分は第3種農地、上・下水道管が埋設された沿道区域で、500メートル以内に2つ以上の教育・医療施設が存するものに合致します。

第3種農地は原則、許可可能となります。

次に、土地利用計画平面図に有りますように、申請地の南側の市道内に上水道管、下水道管が埋設されていることが確認できるかと思えます。

また、申請地の東側につきましては、現在、宅地という土地になっておりまして、こちらの方に木造平屋建て住宅を建設される予定です。

それに伴って、今回、駐車場を申請地の西側に設ける計画となっています。

公共の上・下水道管を利用することになっていることと、雨水については、南側市道の道路側溝へ排水する計画となっています。

また、隣接地との間にコンクリートブロックを新設する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号2は、吹上地内の畑1筆です。

露天資材置場として申請があったものです。

申請地は、先程の番号1の西側に位置するものです。

こちらの農地区分は、先程とは異なりまして、申請地の農地の前面に上水道管が来ておりませんので、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地として、第1種農地に区分されます。

第1種農地ですので、原則、農地転用の許可はできないところですが、(住宅地図にあります) S住設で、生業として事務所を構えている方がここでは手狭になったとのことから、申請地の周辺地域に居住する者(譲受人)の業務上必要な施設で、なおかつ集落に接続して設置されるものという例外規定に該当するため、第1種農地の例外規定に該当します。よって立地基準を満たすこととな

ります。

土地利用計画図をご覧ください。主に車両を置いたり、土砂、配管材などの資材置場として利用する計画となっております。

周囲はコンクリートブロックで囲いまして、雨水排水は南の方に勾配を設けて、南側の市道側溝へ排水する計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号3と議案書4ページ、番号4は、同一案件ですので、一緒に説明いたします。

番号3と番号4は、大板井地内の田2筆です。

露天資材置場として申請があったものです。

申請地は、東側に農地が連担していくことから、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地として、第1種農地に該当いたします。

第1種農地ですので、原則、農地転用の許可はできないところですが、許可日から3年以内の一時転用としての利用ですので、例外規定に該当します。よって、立地基準を満たすこととなります。

今回、露天資材置場が必要となった経緯について補足説明いたします。

申請地の直ぐ南側の方に、令和4年5月6日付けで農地法第5条の農地転用許可を有限会社Sに対して特定建築条件付きで許可を下ろし、現在、造成中となっております。

この造成工事を請け負われた方が、今回の申請人となっております。造成工事に伴って、申請地を利用して工事を行いたいとのことですので。

土地利用計画図をご覧ください。西側の方に盛土となっておりますが、表土を剥いだもので「うね」のようなものをつくり、また、中央部分に鉄板と書いておりますのは、南側の開発地への利用のために鉄板をひかれて利用されています。

北東部には、プレハブの仮設事務が設けられております。

東側に「水」と書いているのは、土水路を設け、雨水排水については、勾配を設けて、東側の土水路に排水する計画となっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

以上、番号1から番号4までは、先月開催しました地区会議にお

いても、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第3分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転4件を議題といたします。

それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書5ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、ご説明します。

番号1は、光行地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡されるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号2は、八坂地内の田5筆、畑3筆、合計8筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、福岡県農業振興推進機構へ売り渡される
ものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書6ページ、番号3は、光行地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から購入される
ものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号4は、大保地内の田1筆、干潟地内の田1筆、畑3
筆、合計5筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から購入される
ものです。

(位置図により場所の説明)

以上、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項
の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了
承をいただいております。

これで、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりま
したので、第1分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお
願いたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の承認について、所有権移転4件について、第1分科会におい
て事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認す

るとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく
お願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。
(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定す
ることに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案通り承認いた
します。

○議長 続きまして、議案第4号、小郡市農業委員会「農地等の利用の
最適化の推進に関する指針」の制定について、事務局より提案理由
の説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、小郡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推
進に関する指針」の制定について、提案理由の説明をいたします。

議案の別冊としておりますものをご覧ください。

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、農業委
員会は農地等の利用の最適化を推進するために、その区域内にお
ける目標、推進方法等を定めることとされています。

これに従って、令和3年7月に指針を定めたところですが、令和
4年12月と令和5年1月に、国・県より(一社)全国農業会議所
会長通知を参考に、適切な対応・修正を行うことが働きかけられて
いるところです。

従いまして、本市においても、別紙のとおり、最適化の指針を制
定したく、ご提案するものです。

具体的な数値に関してご説明しますと、資料2ページ、「(1)遊休
農地の解消目標」については、管内の農地面積(A)の推移に従い、
遊休農地面積の減少を目標設定したところです。

資料3ページ、「(1)担い手への農地利用集積面積」については、
現状の集積面積から実績を踏まえ、国・県と同様の目標を設定した
ところです。

「担い手の育成・確保」については、農業振興課と調整したとこ

ろです。

次に、資料4ページ、「(1) 新規参入の促進目標」については、実績を踏まえて、計画を策定しているところです。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第1分科会にお願いしておりましたので、第1分科会長よりご報告をお願いします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、小郡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の制定について、第1分科会において事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。

報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出4件につきまして報告いたします。

番号1は、横隈地内の畑1筆です。

借り主の都合のために、合意解約されたものです。

番号2は、光行地内の田1筆です。

売買のために、合意解約されたものです。

番号3は、干潟地内の畑1筆です。  
借り主の都合のために、合意解約されたものです。

議案書9ページ、番号4は、井上地内の田1筆です。  
売買のために、合意解約されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の転用届出について、2件の報告をいたします。

番号1は、寺福童地内の、現況は雑種地となっておりますが、畑1筆です。

露天駐車場を設置するため、届出が提出されたものです。

次に、番号2は、寺福童地内の、現況は宅地となっておりますが、畑1筆です。

倉庫を建築するため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、2件の報告をいたします。

番号1は、横隈地内の畑1筆です。

一般個人住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

次に、番号2は、小板井地内の畑2筆です。

一般個人住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

以上、届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

次に、報告第4号、農地所有適格法人要件の確認につきまして

報告いたします。

議案書12ページをご覧ください。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。

また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業であるという「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

今回は、議案書13ページ、番号1～議案書20ページ、番号8まで、8団体の報告をご覧ください。

それぞれ、農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定に基づき、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については、それぞれの「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、番号1から番号8まで、それぞれ全ての要件を満たしておりましたので、それぞれ「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項4件につきまして、何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、無いようです。以上で本総会に付議されました案件の審

議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和5年3月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和5年3月10日(金) 午後 2時34分閉会